<<Gressiveサイト出稿規約>>

株式会社Bestnavi.jp company (以下「当社」といいます) は、当社が運営するウェブサイト「Gressive」(以下「本サイト」といいます)の出稿規約(以下「本規約」といいます)を以下の通り定めます。本サイトへ出稿するには、これらの規約に同意して頂く必要があります。

第1条 (規約の適用)

第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、本サイト内に、出稿申込者(以下、「出稿者」といいます。) が出稿を行う際の、当社と出稿者との間の法律関係を定めるものとします。

2. 本規約とは別に当社が別途定める諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。

3. 本規約の規定と前項の指規定の内容が異なる場合には、当該諸規定の内容が優先して適用されるものとします。

4. 当社が、出稿者に対して発する第3条所定の通知は本規約の一部を構成するものとします。

- 本規約又は本サービスに関連して出稿者と当社との間に紛争が生じた場合には、出稿者と当社は誠意をもって協議す るものとします。
- るものとします。 第2条 (規約の変更) 1. 当社は出稿者の了解を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合に、本サービスの利用条件は、当社 が別途定める場合を除き、本サイト上に掲示された時点より規約が適用となることとします。 第3条 (Gressivoからの通知) 1. 当社は、本サイト上での掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、出稿者に対し、随時必
- 要な事項を通知します。

- 要な事項を通知します。
 2. 前項の通知は、当社が当該通知を本サイト上又は電子メールで行った場合は、Webサイト上に掲示、又は電子メールを発送した時点より効力を発するものとします。
 第4条(出稿申込・届出事項)
 1. 出稿者が、本サイトに出稿を希望する際は、本規約を理解・承諾した上で、当社が定める形式により出稿申込をおこない、本契約を締結するものとします。
 ない、本契約を締結するものとします。
- 2. 出稿者は、前項の申込の際に、当社が指定する必要な書類を添付した上で、当社が定める事項について、当社が定め る方法で届け出るものとします。

第5条 (出稿申込の承諾等)

- 当社は、前条の申込を受けた後、審査の上、申込を承諾したときは、当社が定める形式により承諾の意思表示を通知
- 1. 当在は、町米ツ中沿にエソルの、田立ツー、・・・・・・
 します。
 2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、申込をした出稿者に対し、申込に対する承諾を拒否した理由を開示する義務を負わないものとします。
 (1) 申込をした出稿者が、月額料金等の支払を怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき

- (2) 申込をした出稿者が、当社の信用を毀損するおそれがある態様で本サイトを利用するおそれがあるとき

- (2) 甲込をした出稿者が、当社の信用を致損するおそれがある患様で本サイトを利用するおそれが 3) 申込の際の記載事業が事実と反するとき、又は反すると疑われるとき。 (4) 申込の際に添付する必要な書類の提出がないとき (5) 本サイトの提供が技術上困難と考えられるとき (6) 前号のほか、本サイトの業務遂行上支障があり、当社が契約締結を適当でないと判断した場合 (7) 過去に出稿停止処置を受けている場合 (※24 <24回 日料かの一位・地段)

第6条 (利用契約の成立時期) 本契約は、前条1項の利用申込に対して、同条2項の承諾の意思表示が発せられたときに成立するものとします。

- 不契約は、削泉・頃の利用中心に対して、同泉と頃の水路の意思表示が発せられたときに成立するものとします。 第7条 (利用に際して) 1. 当社は、出稿者に対し、当社が運営・管理するサーバ(以下、「サーバ」といいます。)内の、出稿者が利用するページ(以下、「出稿者利用ページ」といいます。)とそれを構成するシステム(以下、「オンステム」といいます。) 及び、Gressiveメンバーズカード(以下、「GMC」といいます。)を発行する権利を、当社と出稿者の間で適用される 全ての規約にしたがって出稿者に限り使用することを許諾します(本項に基づき、当社が、出稿者に利用を許諾する内容などで仕事には言ったいとは 容を「本サービス」といいます - 当社は、前項の本件システムについては、当社の自由な判断により、出稿者の承諾を要せず、自由に変更することが
- できるものとします
- できるものとします。
 3. 当社は、出稿者に対し、サーバ内の当社が任意に指定するURLに出稿者用の出稿者利用ページを開設すると共に、出稿者利用ページにアクセスするために必要なID及びパスワードを発行するものとします。
 4. 出稿者は、当社から配信される情報の解釈については出稿者が判断し、信頼性などについては出稿者の責任において利用することに同意します。
 5. 出稿者は、本サービス利用にあたり、自己の費用と責任において通信機器・ソフトウェア・ 公衆回線など出稿者側
- 設備として必要なもの全てを用意するものとします。 6. 出稿者は、本サービスの運営に支障をきたさないよう、設備等を自己の責任において維持管理することに同意します

- 那の家、(権人)" 戦烈の(總裁) 1. 出稿者は、本契約・本規約上の権利、義務その他本サービスの提供を受ける地位の全部又は一部について譲渡、担保 提供、賃貸その他の処分をすることはできないものとします。 2. 当社は、本契約・本規約に基づく出稿者に対する金銭債権について、その請求、回収、受領を第三者に委託し、又は 当該債権を譲渡することができるものとします。

- 1. 出稿者は、本突続り本原約1の個代、機物でいたのやします。
 2. 当社は、本契約・本原約1の基づく出稿者に対する金銭債権について、その請求、回収、受領を第三者に委託し、又は当該債権を譲渡することができるものとします。
 第9条(地位の承継)
 1. 法人の出稿者について合併が生じたときは、合併後存続する法人により設立された法人は、第5条(申込の承諾等)
 の手級を終た後、出稿者の地位を経続して承継することができるものとします。
 2. 前項の規定に基づいて出稿者の地位を表機して不継することができるものとします。
 2. 前項の規定に基づいて出稿者の地位を表機して不継することができるものとします。
 3. 自然人の出稿者が完した場合は、当然に本契約は終了し、自然人の相続人は、残された金銭債務を除き、自然人の出稿者の地位を承継することはできないものとします。
 5. 自然人の出稿者が完した場合は、当然に本契約は終了し、自然人の相続人は、残された金銭債務を除き、自然人の出稿者の地位を承継することにできないものとします。
 7. 京口を、世報者の地位を承継することはできないものとします。
 2. 前項の届出があったときは、当社は、出稿者に対し、その届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあり、その場合は、出稿者は湿滞なく必要書類の提出を行うものとします。
 2. 前項の届出があったときは、当社は、出稿者に対し、その届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあり、その場合は、出稿者は湿滞なく必要書類の提出を行うものとします。
 3. 出稿者は、本件システムの著作権、当社、本サイトの商標権若しくは他の知的財産権は、全て当社に専属的に帰属することを認め、また同意するものとします。
 3. 出稿者利用ページンかかる著作物については、当社が制作したものは出稿者が制作したものは出稿者が不れぞれ着作権を有することとします。
 3. 出稿者は、当社に対し、前項の出稿者及び第三者の著作物等を口に表するないものとします。
 4. 出稿者は、当社に対し、前項の出稿者及び第三者の著作物等を出稿者用ページに掲載する場合は、事前に当該第三者の高機を物等を利用ページの表示。
 1. 出稿者は、当社に対し、前項の出稿者をび第三者の著作物等に定めるとします。
 2. 出稿者は、前項の販売情等をものとします。
 3. 出稿者は、前項の販売情等の表も版をし、以下の名等に定め内容を遵守するものとします。
 (1) 本規約及び当社が定める事項について表示すること(2) 表示が最終付けられた事項を表示すること(3) 直名の能力に対しの音楽表としないこと(3) 前号のほか、以下の事項について表示すること(3) 世級の電楽時間、定れ日の意味を表示するとといいます。)(3. 世級者の配金に指着り及びメールアドレス 第一名の意味を表示するものとします。
 3. 出稿者は、表側と対し、第一名の書を表示されるよう変的の意味を表示するものとします。
 4. 出稿者は、本サービス利用料をしまれた。20 当場者に戻しるのとします。
 (1) 本規約を選出者の意味といる表示をとないことに、第一名の意味を表示するものとします。
 (1) 本規約を設まれた。10 当場者に、変したりには、その内容及にないまするものとします。
 (2) 出稿者は、第一名の書を表示されるよう更新の意味を表示するものとします。
 (3) 生物者を取りないまれたいであるが、10 当に対しまれたいであるが、10 当に対しまれたいであるが、10 当に対しまれたいであるが、10 当に対しまれたいであるが、10 当に対しまれたいであるが、10 当に対しないであるが、10 当に対しないが、10 当に対しないないが、10 当に対しないが、10 当に対しないが、10 当に対

- 務を負います。 3. 契約者は、第25条(本サービスの終了)、第27条(当社による解除・解約)、及び第28条(出稿者による解約)の規

- 3. 契約者は、第25条(本サービスの終了)、第27条(当社による解除・解約)、及び第28条(出稿者による解約)の規定により本サービスの提供が中止された場合であっても、提供中止までの利用料金を支払わなければなりません。
 4. 契約者は、第26条(出稿序上)の規定により本サービスの利用が一時停止された場合であっても、提供停止期間中以外の利用料金を支払わなければなりません。
 5. 本サービスの利用料金を支払わなければなりません。
 5. 本サービスの利用料金を支払わなければなりません。
 6. 出稿者は本サービスの利用金を大法に免れた出稿者は、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。
 6. 出稿者は本サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する年率14%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
 7. 出稿者が、当社に対し、本サービスに関わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、出稿者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。
 8. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
 8. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
 第15条(禁止事項)
 1. 出稿者は、本サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。

- . 出稿者は、本サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。 1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざん・消去する行為、又は事実に反する情報を送信・掲示する行為 (2)他の出稿者又は第三者、若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのあ

- (3)他の出稿者又は第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為 (4)他の出稿者又は第三者、若しくは当社の財産、ブライパシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は 侵害するおそれのある行為 (5)他の出稿者又は第三者、若しくは当社に対して無断で広告・宣伝・勧誘などの電子メールを送信する行為、又は受信 者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為 及び当該依頼に応じて転送する行為

- 者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為(6)詐欺などの犯罪に結びつく行為(6)詐欺などの犯罪に結びつく行為(7)無限連鎖講(ネズミ)講と開設し、又はそれを勧誘する行為(8)加いせつ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信・掲載する行為(8)近学連勤又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為(10)コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為(11)他の出格者又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為(22)本サービスに接続されている他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為(12)本サービスに接続されている他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為(13)を中心と余者しくは公庁良俗(売春・暴力・残虐など)に違反し、又は他の出稿者又は第三者、若しくは当社に不利益を与える行為(16)が入了一ドの管理等)1、出稿者は、当社から発行された10を第三者に使用させてはならず、また、ID・パスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
 2、特定の出稿者のID・パスワードによりなされた本サービスの利用は、いかなる場合であっても、当該出稿者によりなされたものとみなし、当該出稿者によりなされた本サービスの利用は、いかなる場合であっても、当該出稿者によりなされたものとみなし、当該出稿者によりなされた本サービスの利用に、いかなる場合であっても、当該出稿者によりなまれたものとみなし、当該出稿者によりインを記録を得る。
- 第17条 (守秘義務)

 1. 当社及び出稿者は、本契約期間中又は契約終了後に関わらず、本契約および本契約に関連して知りえた情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を、相手方の書面による了承を得ず、第三者に漏洩、開示、提供しないこととします。ただし、本サイトの運営に関わる範囲で、当社と守秘義務を締結した連携会社に、出稿者に関する情報を提供することができる。

 2. 当社及び出稿者のいずれも本条により認められた場合を除いて、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。但し、下記の各号のいずれかに該当することを相手方に証明できる情報は、機密情報には含まないものとします。

第20条 (損害賠償の請求)

- 、機密情報には含まないものとします。
 (1) 開示前にすでに知っていた情報
 (2) 公知の事実その他一般に利用可能な情報
 (3) 守秘義務を負うことなしに、第三者から正当に入手した情報
 (4) 機密情報としての扱いから除かすることに同意した情報
 (5) 裁判所の発する今状その他裁判所の決定、命令又は法令に基づき開示する場合
 (6) 検察・警察・監督官庁からの適法・適式な情報の照会があった場合
 (3. 当社は、プロバイダー責任法(正称:特定電気通信投務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する
 法律)第4条に該当する請求があった場合、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。 第18条(免責事項)
- 当社は、本サービスの利用に関して出稿者が被った損害又は損失などについては、一切の責任を負わないものとしま
- 9。 2. 当社は、本サービスの利用に際して、第2条(規約の変更)、第24条(本サービス提供の中断)、第25条(本サービス の終了)、及び第27条(当社による解除・解約)があった場合等を含め、出稿者が被った損害又は損失に対して、一切の 責任を負わないものとします。 3. 当社は、出稿者が本サービスの利用によって、他の出稿者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を

- 3. 当社は、出稿者が本サービスの利用によって、他の出稿者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を 負わないものとします。
 4. 当社は、出稿者が本サービスを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる 保証も行わないものとします。
 5. 当社は、出稿者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。 第19条(第三者への委託) 出稿者及び当社は、自己の責任において各自の業務の全部又は一部を自己の子会社、関連会社、その他の第三者に委託 することができるものとします。但し、当該第三者にも本規約を遵守させることを条件とします。出稿者及び当社は、 当該第三者の本規約違反行為についても当該第三者と連帯して責めを負い、相手方に何らの迷惑もかけないものとしま

3月20年、保留日期度の時分 出稿者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本サービスを利用することにより、当社に損害を与えた場合、当社は該当出稿者に対して相応の損害賠償の請求(弁護士費用を含む)を行う場合があるものとします

第21条(契約期間) 本契約の有効期間は、第6条に定める本契約の成立日から6ヶ月とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに当社又は出 稿者の一方から書面による解約の意思表示が無い限り、6ヶ月延長されるものとし、以後も同様とします。 第22条(本サービス提供の中断)

- 第22条 (本サービス提供の中断) 当社は、次のいずれかに終当する場合には、出稿者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断または停止することを予め承諾し、サービス停止による出稿料の返還、損害の補償を当社に請求しないこととします。
 1. 本サービス提供のための機器、システムの定期および緊急を要する保守点検を行う場合。
 2. 火災、停電、天災により、本サービスの提供が困難な場合。
 3. 第一種電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不会ななない。

- 3. 第一種電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合。
 4. 本サービスのメンテナンス・パージョンアップを行う場合。
 5. 運用上又は技術上当社がサービスの一時的中断が必要と判断した場合。
 6. その他、当社が本サイトの中断または停止が必要であると判断した場合。
 第23条 (木サービスの終了)
 1. 当社は、相当の周知期間をもって出稿者に通知の上、出稿者に対する本サービス及び本サービスの一部を終了することができるものとします。
 2. 前項の通知は、本サイト上での掲示及び出稿者への電子メールの送付によるものとし、その通知の効力は第3条第2項の学が上で見ます。
- の足のによります。 3. 当社は第1項の方法による出稿者に対する通知の後、本サービスを終了した場合には、出稿者に対して本サービスは 終了に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償文は補償を免れるものとします。 第24条(出稿停止等) 1. 当社は、出稿者が以下の一に該当すると判断する場合には、当該出稿者の本サービスの利用を停止することができる
- 第44年(□価仲圧毎) 1. 当社は、出稿者が以下の一に該当すると判断する場合には、当該出稿者の本サービスの利用を停止することができる ものとし、出稿者は、これを予め承諾するものとし、出稿停止に伴ういかなる請求も当社に対して行わないものとしま す。また、出稿者は、速やかに当社が指示する改善措置をとるものとします。

- 第25条(当社による解除・解約) 第25条(当社による解除・解約) 1. 当社は、比較着わ次の各号の一つに該当するときは、出稿者に対する何らの通知・催告を要せず直ちに本サイト出稿 契約の全部又は一部を解除・解約することができるものとします。 (1) 本規約の違反したとき (2) 出稿者が不正行為をなし、当社に対しその業務の遂行を妨げる等重大な過失又は背信行為があったとき (3) 支払停止・支払不能・債務超過に陥ったとき、又は強制執行・仮差押・仮処分・公売処分・租税滞納処分・競売を受 けたとき、
- けたとき (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- 17/2とさ
 (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 (5) 破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始又は会社整理開始の申立てがあったとき
 (6) 営業の金部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 (7) 財産状態が悪化したとき、又はその他契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき
 (8) 解散又は営業停止状態となったとき
 (9) 当社による連絡が取れなくなったとき
 (10) 第12条1項の義務に反し、ストレストレと
 (11) 販売方法等の業務運営について行政による注意又は勧告を受けたとき
 (12) 販売方法等の業務運営が公序良俗に反し又は本サイトにふさわしくないと当社が判断したとき
 (13) 本項各号の一に直接験当すずと、単する事由があると当社が判断したとき
 (14) その他当社が、出稿者との出稿契約の継続が困難であると判断した場合
 (2. 本規約で特に定める場合の他、当社は、当社の自由な判断で、書面(電子メールを含む)をもって出稿者に1ヶ月前に適知することにより、いつでも出稿契約を解約できるものとします。
 (3. 前2項により出稿契約が終了した場合、出稿者は、契約終了日までの利用料金全でを直ちに支払うものとし、未請求分について当社がから前落があり次第、宣もに変もうめとします。
 (4. 第1項、第2項又は前項により本サイト出稿契約が終了した場合でも、当社は、出稿者に対し、直接・間接損害を問わず、賠償の義務を負わないものとし、出稿者は、これを予め承諾するものとします。
 第20条 (出稿者による解約)
- 9、始康砂級が是よりないのとし、田崎田は、これと下のあますものとします。 第26条(出稿者による解約) 出稿者は、解約希望日の1ヶ月前までに当社所定の方法により書面で申し入れることにより、解約希望日をもって本契約 を解約することができます。但し、出稿者は、解約希望日までに、当社に対する全ての債務を支払うものとします。 第27条(管轄)
- 本規約に関する紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的管轄裁判所とします。

(令和元年8月21日現在)